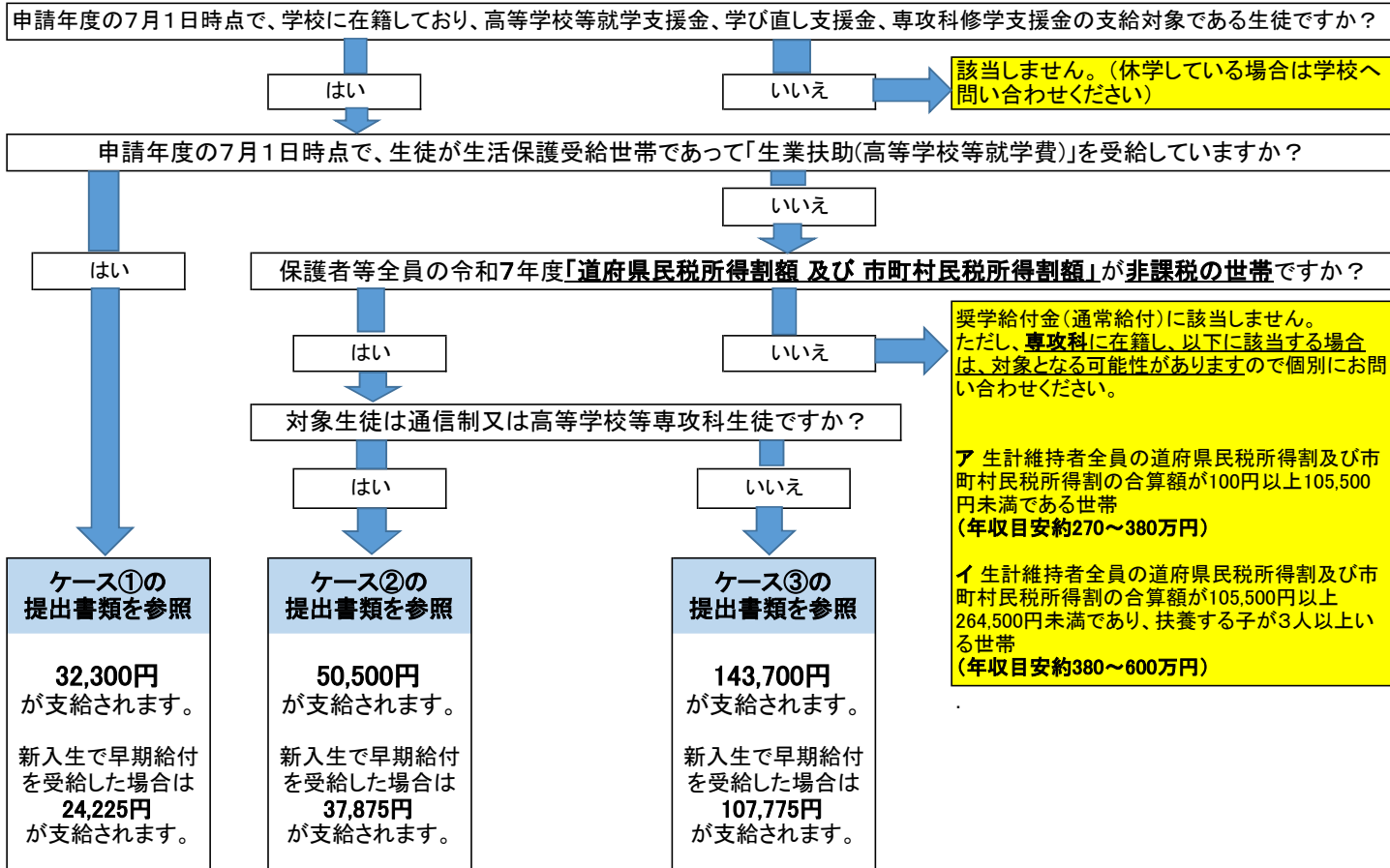


○対象者及び給付額について



○提出書類について

ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・申請年度の7月1日現在、生活保護(生業扶助の高等学校等就学費)を受給していることが確認できる書類(7月以降に発行された生活保護受給証明書など)

ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する非課税世帯の場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等の「令和7年度(非)課税証明書」
※9月以降に実施する第2次受付分については「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」でも可
- ・個人対象要件証明書(専攻科在籍の生徒のみ)
- ・(生徒が親権者でない主たる生計維持者に扶養されている場合)扶養誓約書(様式9)

ケース③(提出書類):生徒が全日制や定時制(通信制・専攻科以外)に在籍する非課税世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等の「令和7年度(非)課税証明書」
※9月以降に実施する第2次受付分については「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」でも可
- ・(生徒が親権者でない主たる生計維持者に扶養されている場合)扶養誓約書(様式9)

<注意事項>

- ・上記提出書類のほか、認定処理のため追加の書類提出を求める場合があります。
- ・申請をする場合、(非)課税証明書は、保護者等全員分が必要であり、控除対象配偶者でも省略できません。